

# 第 1 章 計画の趣旨

## 1 計画策定の趣旨

男女が、平等に、家庭、職場、学校、地域など、社会のあらゆる分野において、共にその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女平等参画社会の実現は、「輝きつづける北海道」をめざす本道にとって欠かすことのできない重要な課題であり、道では、これまで北海道男女平等参画条例に基づき、様々な取組を行ってきました。

平成 20 年に策定した第 2 次北海道男女平等参画基本計画が策定後 10 年を経過し、この間、少子高齢化が急速に進み、人口減少社会に突入した中で、持続的成長を実現し、地域社会の活力を維持していくためには、男女がともにその個性に応じた多様な能力を発揮できる男女平等参画社会の構築が、これまで以上に不可欠であり、社会全体で取り組む最重要課題となっています。

こうした中、平成 28 年 4 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が完全施行され、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定が事業主に義務づけられるなど、男女平等参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入るとともに、男女の仕事と家庭生活を取り巻く状況の変化への対応や、ワーク・ライフ・バランスの促進等に係る様々な課題に対する取組が求められています。

こうした状況を踏まえ、平成 30 年以降、向こう 10 年間を見通し、北海道における男女平等参画社会の実現に向けた施策を体系的に位置付ける「第 3 次北海道男女平等参画基本計画」を策定しました。

### 「男女平等参画社会」

男女共同参画社会基本法で規定する「男女共同参画社会」は「男女平等」を当然の前提とした上でのめざすべき社会ですが、「男女平等」でない状態で単に女性が参加するだけであるという誤解を招かないよう、道では、条例及び計画の名称に「平等」を明示しています。

## 2 計画の位置づけ

- ① 「男女共同参画社会基本法」に基づく基本計画
- ② 「北海道男女平等参画推進条例」に基づく基本計画
- ③ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画  
(該当部分：「目標Ⅱ」の「基本方向 1」、「基本方向 2」及び「基本方向 3」)
- ④ 「北海道総合計画」が示す政策の基本的な方向に沿って策定、推進する特定分野別計画
- ⑤ 「持続可能な開発目標 (SDGs) \*」の達成に資する基本計画

### ※用語解説

#### ● 「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs)」

2015 年 9 月に国連で採択された、先進国を含む 2030 年までの国際社会全体の開発目標。

17 のゴール (目標) とその下位目標である 169 のターゲットから構成。

### 3 計画の期間

計画期間は、概ね10年間（平成30年度～39年度）とし、国内外の経済、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しについて検討します。

なお、具体的な取組については5年間（平成30年度～34年度）とします。

### 4 計画の背景

#### (1) 男女共同（平等）参画をめぐる動き

##### ① 国際社会の動き

国際連合（以下「国連」という。）は、1945年（昭和20年）に創設されて以来、女性の平等に係る問題を重要な国連活動の1つと位置付けており、女性の権利の促進と保護及び女性に対するあらゆる差別と暴力の撤廃にむけ、1979年（昭和54年）に「女性差別撤廃条約」を採択するなど女性の地位向上をめざすとともに、1995年（平成7年）には、貧困、教育、健康など12の重大問題領域に沿った女性のエンパワーメント\*を図るためのアジェンダ（行動計画）が記載した「北京宣言及び行動綱領」を採択するなど、様々な世界的行動を進めています。

近年では、2010年（平成22年）に、UN Women（ジェンダー\*平等と女性のエンパワーメントのための国連機関）を設置し、女性や少女のための機会を拡大し、世界中の差別の問題に取り組んでおり、2015年（平成27年）には、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、この中に掲げられた「持続可能な開発目標（SDGs）」において、政治、経済、公共分野での意思決定の場において完全かつ効果的な女性の参画等をターゲットとした「ジェンダー平等」などの目標が定められました。

また、2014年（平成26年）には、政治・市民・社会・教育分野等における女性の地位向上に関し、勧告・報告・提案等を行う国連婦人の地位委員会（CSW）において、我が国が防災・復興におけるジェンダー視点の重要性を強調して提案した「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議が採択されるなど、「女子差別撤廃条約」をはじめとする男女共同参画に関連する各種の宣言、CSWなどの国際会議における議論等、国連の女性の地位向上に係る運動は、日本国内の男女共同参画の取組とも大きく連動しています。

---

#### ※用語解説

##### ●エンパワーメント

「力をつけること」。女性が、自己決定力を身につけて、政治的、経済的、社会的に力を持った存在となること。

##### ●ジェンダー

人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー/gender）という。

「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

なお、国連の経済社会理事会のオブザーバーの地位を有し、世界・地域・産業の課題を形成し、世界情勢の改善に取り組む「世界経済フォーラム」では、2006年から世界各国の男女格差を測る指標として、経済・教育・政治・保健の4つの分野のデータからなる「ジェンダー・ギャップ指数<sup>※</sup>」を公表しており、2017年（平成29年）の日本の順位は、144カ国中114位（政治123位、経済114位、教育74位、健康1位）となっており、前年2016年（144カ国中111位）から順位を落としています。

## ② 国内の動き

我が国では、国際社会の動きと相まって1985年（昭和60年）の女子差別撤廃条約への批准をはじめ、「雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）の制定や労働基準法の一部改正など、法律、制度面での整備が進められました。

1999年（平成11年）、男女共同参画社会の実現をめざした「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」という。）が制定され、翌年（平成12年）には「男女共同参画基本計画」が策定されました。

その後、2005年（平成17年）には第2次男女共同参画基本計画、2010年（平成22年）には第3次男女共同参画基本計画が策定され、様々な施策が推進されています。

一方、女性に対する暴力の根絶を図ることが重要な課題であることから、2001年（平成13年）に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）が公布・施行され、また、2000年（平成12年）には、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（以下「ストーカー規制法」という。）が制定されるなど、女性への暴力等に対する法整備も行われましたが、近年のDV事案やストーカー行為などの実情を踏まえ、2013年（平成25年）に「ストーカー規制法」が、2014年（平成26年）には「配偶者暴力防止法」の改正が行われています。

また、男女共同参画社会の実現にあたり、我が国の急速な少子化の進行等に対応し、次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、2005年（平成17年）に「次世代育成支援対策推進法」が施行され、必要な措置が講じられてきましたが、なお一層次世代育成支援対策の推進・強化を図る必要から、法律の有効期限が2025年（平成37年）まで10年間延長されています。

2015年（平成27年）には「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」が、パートタイム労働者の公正な待遇を確保し、納得して働くことができるようにするなどの改正法が施行され、また、2016年（平成28年）に、「男女雇用機会均等法」の改正により、妊娠・出産等を理由としたハラスメント防止措置義務が新設されるとともに、2017年（平成29年）には、育児休業や介護休業がより取得しやすくなるよう、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正が行われました。

---

### ※用語解説

#### ●ジェンダー・ギャップ指数

各国における男女格差を測る指標として、世界経済フォーラムが毎年公表しているもので経済、教育、保健、政治の各分野毎に各使用データをウェイト付けて総合値を算出。その分野毎に総合値を単純平均したもの。「0」が完全不平等、「1」が完全平等。

また、少子高齢化、人口減少社会の中で、我が国の持続的成長を実現し社会の活力を維持していくためには、国民一人ひとりが、その個性に応じた多様な能力を発揮できる社会を構築する必要があり、特に、女性の能力を生かすことが極めて重要な政策課題であるとして、2015年（平成27年）に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が制定され、我が国における女性活躍は新たなステージを迎えました。

併せて、女性の活躍には、男女における多様で柔軟な働き方の実現が不可欠であり、男女が共に暮らしやすい社会を実現していくために、まずは、長時間労働等を当たり前とする男性中心の働き方を変革し、男女がそれぞれのライフステージに応じて仕事と家庭を両立できる多様な働き方を実現していく「働き方改革」の取組が求められています。

こうした中、女性の活躍や安全・安心な暮らしの実現に向け、2015年（平成27年）12月に「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、次の4つをめざすべき社会として様々な施策が推進されています。

- ア 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力のある社会
- イ 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ウ 男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- エ 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会

### ③ 道内の動き

本道では、1960年代後半から女性（婦人）行政の取組を推進しており、「北海道女性の自立プラン」や「北海道男女共同参画プラン」を通じ、男女共同参画に係る様々な取組を進めてきました。また、女性の自立と社会参加を促進するための全道的な実践活動の拠点として「北海道立女性プラザ」を設置し、情報の収集・提供を中心に、多様な学習、交流の機会を提供とともに、文化・健康づくりや様々な相談などに取り組んできました。

2001年（平成13年）に、国の「基本法」の制定に伴い、「北海道男女平等参画推進条例（以下、「条例」という。）」を制定し、男女平等参画社会の実現に向けた施策を推進しています。併せて、「条例」に基づき、知事の附属機関として「北海道男女平等参画審議会」を設置するとともに、男女平等参画に関する苦情等の申出を公平・中立な立場に立って適切に処理する「北海道男女平等参画苦情処理委員」を設置しました。

また、2002年（平成14年）に、「基本法」及び「条例」に基づく計画として「北海道男女平等参画基本計画」を策定し、「男女平等参画の視点からの公的広報の手引き」の作成・周知や、「北海道の男女平等参画に関する指標及び参考項目」の設定のほか、2004年（平成16年）には、男女平等参画社会づくりに向けた意識の高揚をめざしチャレンジする個人や団体を顕彰する「北海道男女平等参画チャレンジ賞」を創設するなど、様々な施策に取り組んでいます。

女性の活躍推進の観点では、オール北海道で女性の活躍の気運醸成を図るため、2014年（平成26年）に「北の輝く女性応援会議」を設置し、企業や関係団体等と連携しながら取組を進めています。

また、「女性活躍推進法」に基づき、2016年（平成28年）に「北海道女性活躍推進計画」を策定するとともに、「北の輝く女性応援会議」を「女性活躍推進法」に基づく協議会に位置づけ、取組の充実を図るなど各種施策を推進しています。

一方、国の「配偶者暴力防止法」の施行に伴い、2002年（平成14年）から相談機関として「配偶者暴力相談支援センター」を本庁、道立女性相談援助センター及び14支庁（現（総合）振興局）の男女平等参画所管部署に設置するとともに、被害者の一時保護業務を、道立女性相談援助センターのほか、道内の民間団体への委託により実施しています。

2006年（平成18年）には、「改正配偶者暴力防止法」に基づき、「北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する基本計画～暴力のない男女平等参画社会の実現をめざして～」（北海道配偶者暴力防止基本計画）を策定し、配偶者暴力防止と被害者保護に向けた基本的な考え方を定めるとともに、啓発・相談・一時保護・自立支援等について、施策の方向性と総合的な体系を示しました。なお、2014年（平成26年）の「配偶者暴力防止法」の改正などを踏まえ、同年に「第3次北海道配偶者暴力防止基本計画」を策定し、暴力のない男女平等参画社会の実現をめざして、配偶者暴力の防止と被害者支援の推進に取り組んでいます。

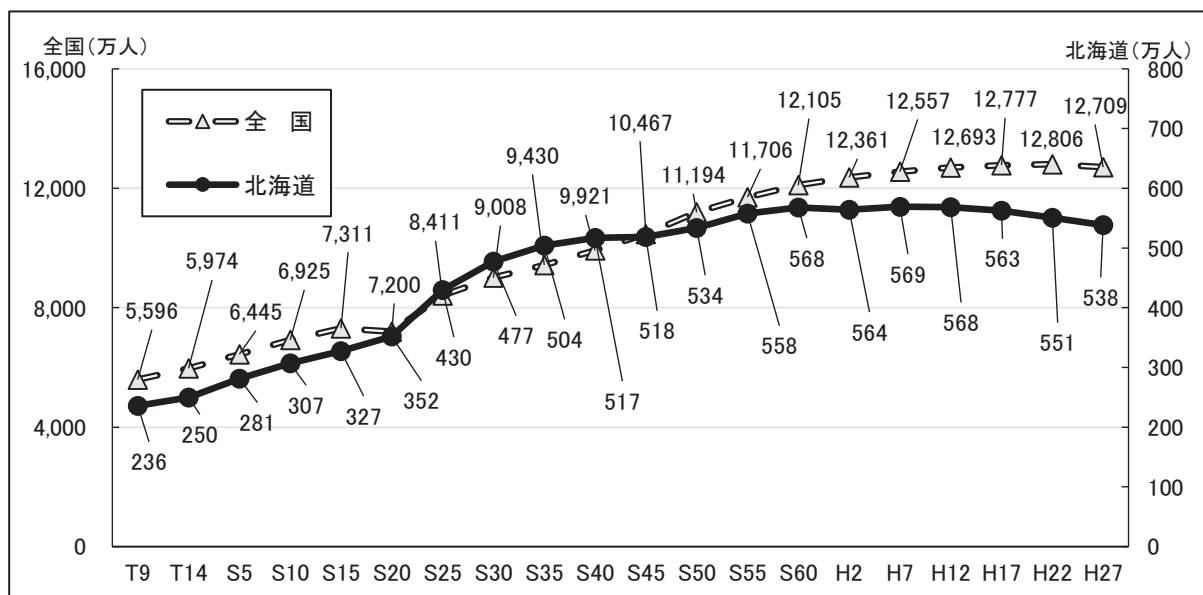
## （2）男女を取り巻く現状

### ① 人口減少と少子化の進展

本道では、戦後から1950年代にかけては、第一次ベビーブームに加え転入増等の効果により、全国と比較しても高い人口増加率を保っていました。その後も1970年代の高度経済成長期と1980年代後半から1990年代前半のいわゆるバブル経済期を除くと、1990年代後半までは、自然増が社会減を上回り、人口増加が続きましたが、1997年（平成9年）に570万人に達して以降、減少に転じた後、全国を上回るスピードで人口減少が続いています。

平成29年1月1日現在の北海道の人口（平成29年住民基本台帳人口）は、女性が約283.3万人、男性が約253.7万人で、女性が約29万人多くなっています。

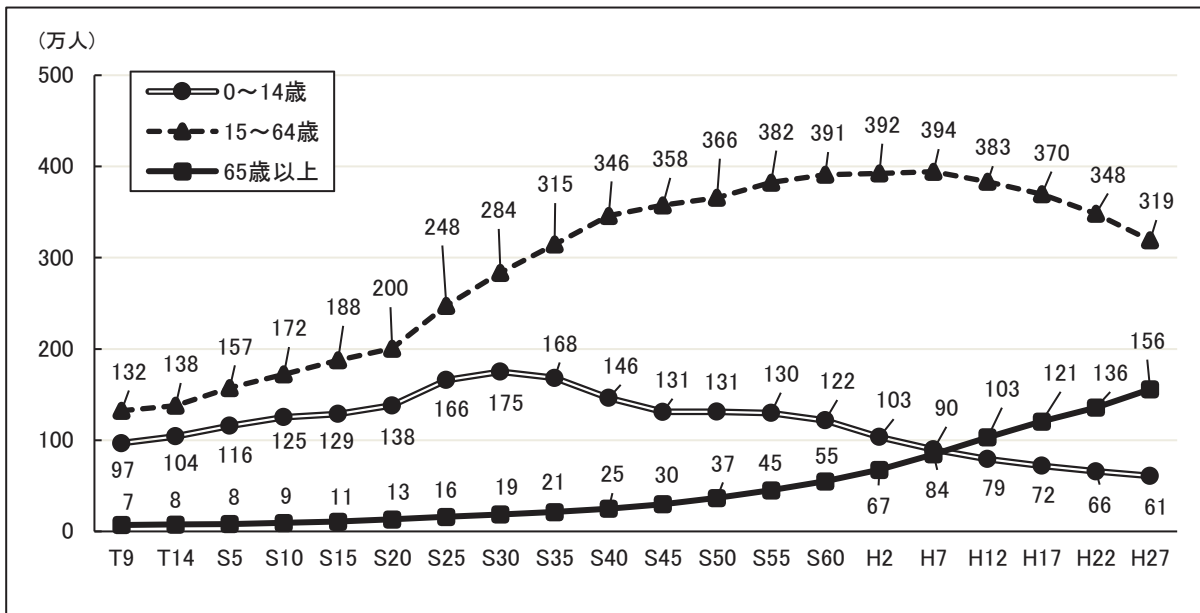
図1 総人口の推移



資料出所：総務省「国勢調査」

国勢調査における「年齢3区分別人口の推移」では、15歳未満の年少人口は、1980年代以降減少が続き、一方で、高齢者人口（65歳以上）は、戦後のベビーブーム以降の世代が高齢期を迎えていることに加え、平均寿命も延びたことなどから、年々増加を続けており、1990年代後半には、高齢者人口が年少人口を上回り、また、高齢者人口割合も29.7%と、全国(26.8%)を上回るなど、本道における高齢化が進行しています。

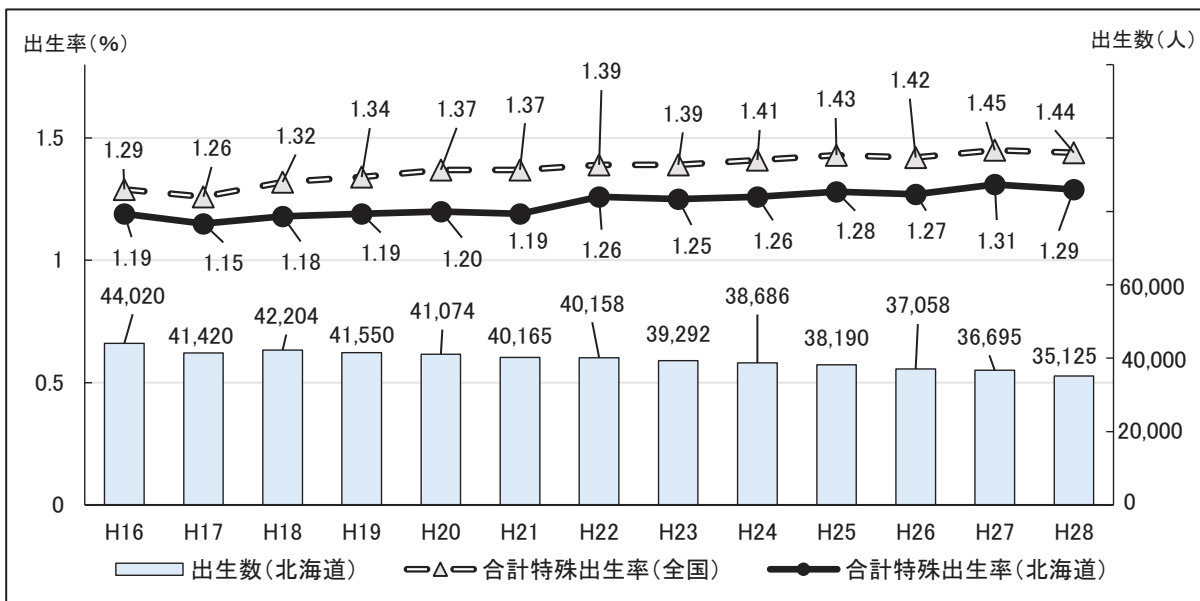
図2 年齢3区分別人口の推移（北海道）



資料出所：総務省「国勢調査」

また、本道の出生数は、昭和31年以降、年間10万人を下回り、一時的に回復した年はあるものの、減少の一途をたどり、平成28年には約3万5千人となっています。合計特殊出生率は、昭和39年に初めて全国平均2.05を下回る2.04となり、平成17年には1.15（全国1.26）まで減少しました。その後、平成28年には1.29（全国1.44）まで改善されましたが、全国で2番目に低い状況となっています。

図3 本道における合計特殊出生率等の推移



資料出所：総務省「人口動態統計」

平均初婚年齢を見ると、本道の男性は30.7歳、女性は29.3歳と全国より低く推移しているものの、年々上昇しており、晩婚化の傾向が現れています。平均初婚年齢の上昇にしたがって出産年齢も上昇しており、こうしたことも出生数の減少につながっていると推測されます。

表1 平均初婚年齢の推移

(単位：歳)

		H23	H24	H25	H26	H27
夫	北海道	30.2	30.4	30.4	30.7	30.7
	全国	30.7	30.8	30.9	31.1	31.1
妻	北海道	28.7	29.0	29.1	29.2	29.3
	全国	29.0	29.2	29.3	29.4	29.4

資料出所：厚生労働省「人口動態統計」

なお、本道の未婚率(15歳以上に占める未婚の割合)は、全国と比べるとやや低く、男性29.8%、女性22.6%となっています。

表2 未婚率の推移

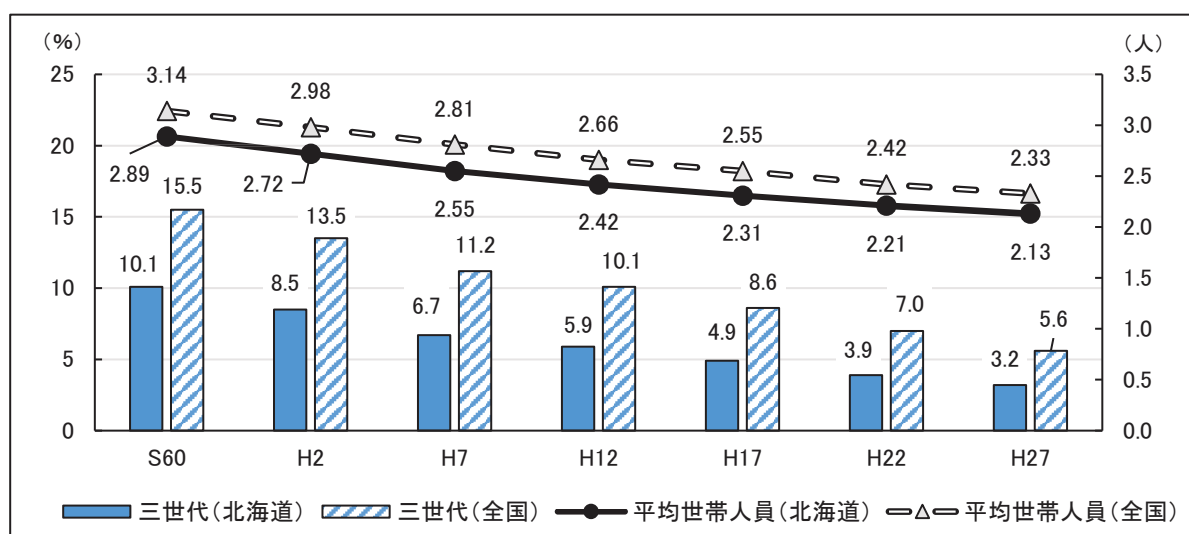
(単位：%)

		H7	H12	H17	H22	H27
夫	北海道	29.0	28.9	29.1	29.8	29.8
	全国	32.1	31.8	31.4	31.9	31.8
妻	北海道	23.4	23.0	22.7	22.8	22.6
	全国	24.0	23.7	23.2	23.3	23.2

資料出所：総務省「国勢調査」

また、子育てに影響を及ぼすと考えられる家族構成に関し、本道における三世帯同居世帯は3.2%と、全国(5.6%)と同様に減少しており、併せて平均世帯人員も全国の2.3人に対し、2.13人と、全国よりも核家族化が進行している状況にあります。

図4 核家族化の現況



資料出所：総務省「国勢調査」

人口の社会減に目を向けると、本道では若年層の転出が超過しており、特に20～24歳の転出が多いことから道外への転出理由として進学や就職が多いことが推測されます。

表3 年齢階層別の人口移動の状況（北海道）

（単位：人）

	14歳以下	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	計
男	248	-535	-2,266	-576	-64	-145	79	329	57	-71	-2,944
女	54	-553	-2,179	-733	-118	-210	28	47	-51	-217	-3,982
計	302	-1,088	-4,455	-1,309	-182	-355	107	376	6	-88	-6,876

資料出所：総務省「住民基本台帳人口移動報告（平成28年）」

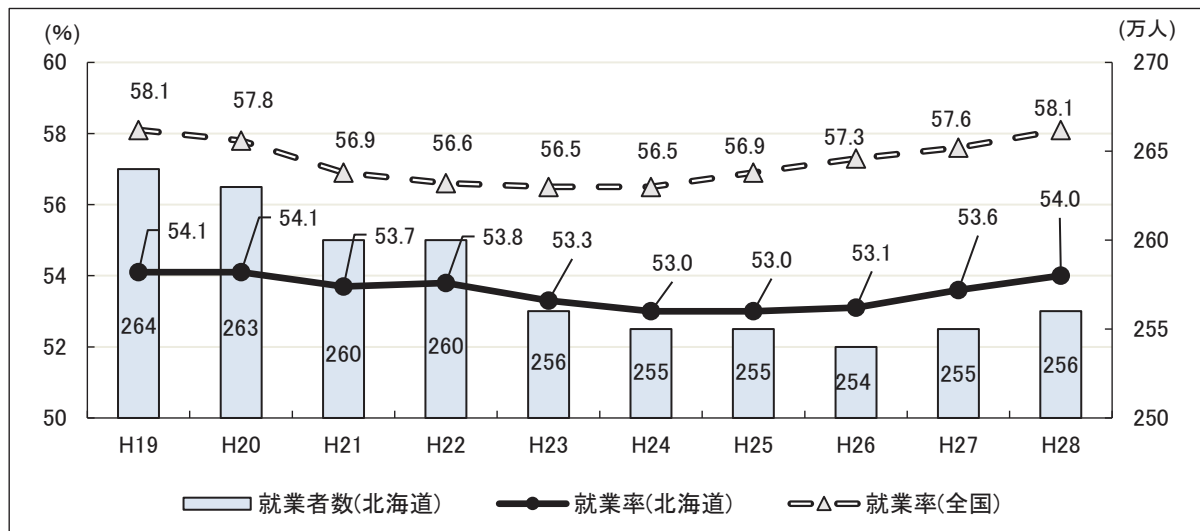
こうした少子化・高齢化などの様々な要因により、本道における生産年齢人口（15～64歳）が1990年代後半から減少に転じており、福祉や医療など従来から人手不足にあった産業をはじめ、多くの職種での労働力不足が顕在化してきています。このように、就業者数の著しい減少は、生産や消費の減少をはじめ、高齢者人口割合の増加による医療費・介護費負担の増大、地域交通の利便性の低下など、本道での生活の様々な場面において、大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

## ② 就業の状況

平成28年の本道の15歳以上の就業者数は256万人で、就業率は54.0%と、全国（58.1%）に比べ低い状況となっています。そのうち女性の就業者数は113万人、就業率は44.6%となっており、年々増加傾向にあります。依然として全国（48.9%）を下回っています。

なお、道内では、労働者人口に占める女性の割合は、第一次産業で41.0%、第二次産業で26.2%、第三次産業で49.1%となっており、全国に比べ、第一次産業への女性の参画が高い状況となっています。

図5 15歳以上の就業者数・就業率

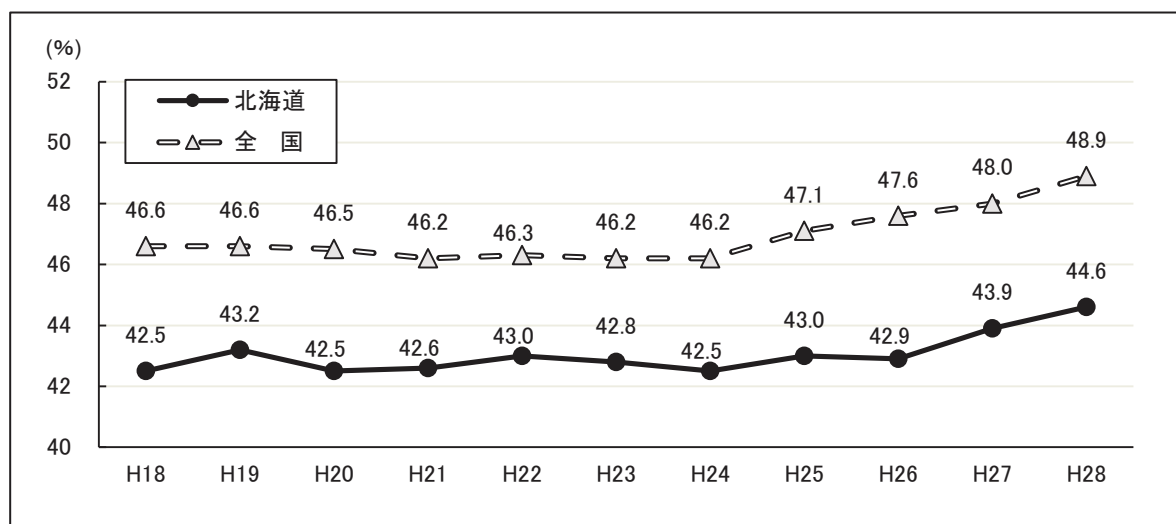


資料出所：総務省「労働力調査」長期時系列表

※H19～H22について、H23年以降の結果に接続させるため時系列接続用数値に置き換えたものを使用。  
H23のデータについては、補完的に推計した値（2010年国勢調査基準）



図6 15歳以上の女性の就業率



資料出所：総務省「労働力調査」長期時系列表  
 ※H18～H22について、H23年以降の結果に接続させるため時系列接続用数値に置き換えたものを使用。  
 H23のデータについては、補完的に推計した値（2010年国勢調査基準）

表4 労働人口に占める女性の割合 (単位：%)

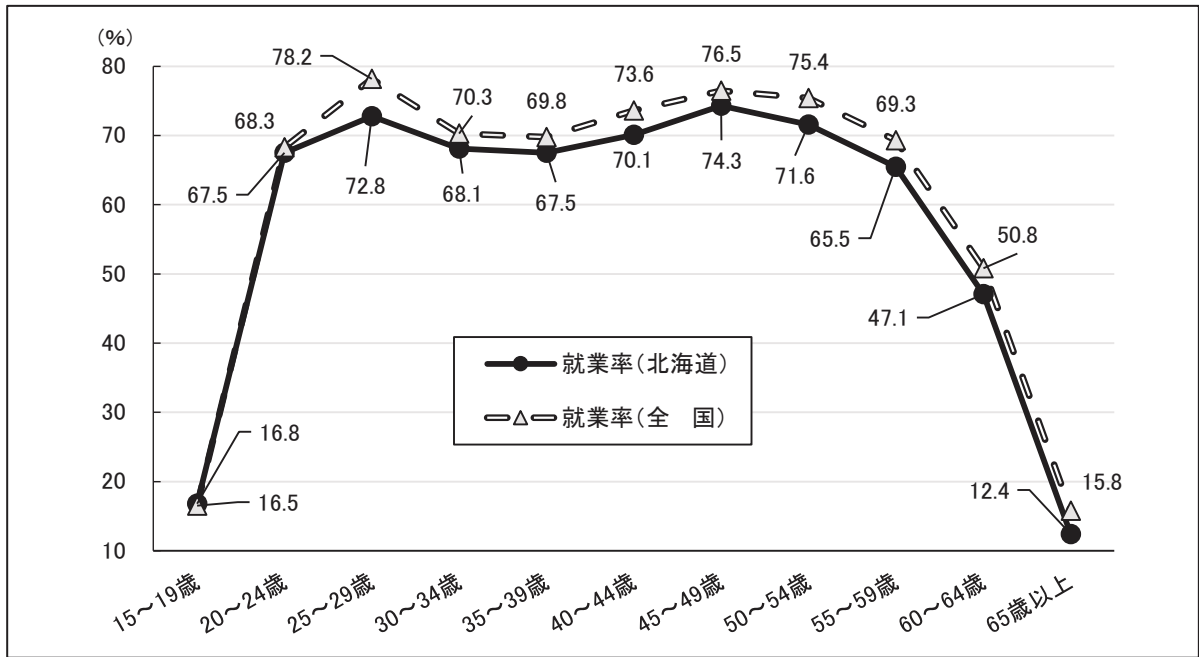
	第一次産業	第二次産業	第三次産業
北海道	41.0	26.2	49.1
全国	38.9	26.1	49.9

資料出所：総務省「国勢調査（平成27年度）」

女性の年齢階層別就業率では、30歳代から40歳代前半にかけ、出産・子育て期の年齢層において就業率が落ち込む、いわゆる「M字カーブ」が我が国の特徴とされており、本道においても、全国に比べ、谷は浅いものの、M字カーブを描いており、結婚や出産を機に退職する、あるいは、親の介護により退職せざるを得ないなどのケースが推測されます。

なお、本道における女性の年齢階層別就業率は、全国と比べいずれの年代も低くなっています。M字カーブの底である30歳代とその前後の年齢階層（25～44歳）で育児（未就学児童（小学校入学前の幼児）を対象とした育児）をしている女性の有業率を都道府県別で見ると、島根県や山形県、福井県などが全国的に見て高く、本道は48.2%と全国（52.4%）を下回っています。

図7 女性の年齢階層別就業率



資料出所：総務省「労働力調査（平成28年）」

60歳以上の有業率では、本道は平成24年が27.9%と、平成19年から3.1ポイント増加し、増加率では全国平均の0.2ポイントを大きく上回ったものの、依然として全国(30.9%)を下回っています。また、学校を卒業した若者の有業率をみると、福井県や富山県、愛知県などが高くなっていますが、本道は全国(82.3%)を下回っています。なお、男女別では、男性が80.9%（全国83.4%）、女性が78.1%（全国81.3%）となっています。

全国的に女性の就業者数<sup>※</sup>及び就業率<sup>※</sup>は、上昇傾向となっていますが、男女ともに非正規労働者数も増加しており、平成24年には、全国が38.2%であったのに対し、本道は42.8%と、全国より高い水準となっており、5人に2人以上が非正規労働者となっています。男女別では、男性の非正規労働者の割合が3割以下であるのに対し、女性は6割を超えています。

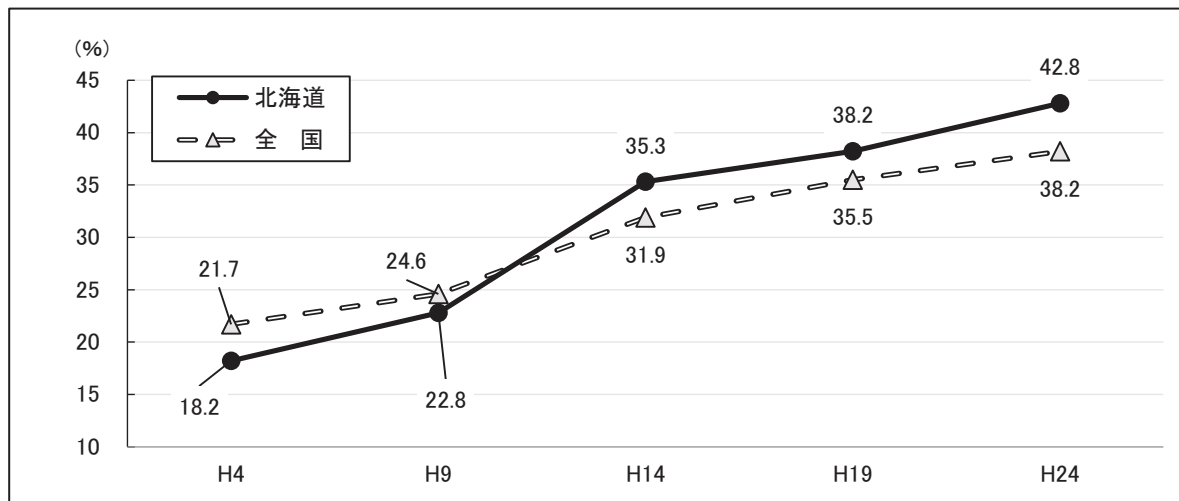
このうち、パートタイム労働者の割合は、男性が約15%であるのに対し、女性は60%を超える水準となっています。特に女性は全国と比較しても、全年齢階層を通じて非正規労働者の割合が高くなっています。

※用語解説

●就業率と有業率の違い

就業率とは15歳以上の人口の中で実際に働いている人の割合に対し、有業率とは生産年齢人口（15～64歳）に占める有業者（収入を得ることを目的とする者）の割合をいう。

図8 非正規雇用労働者割合の推移



資料出所：総務省「就業構造基本調査」を基に道経済部で算出

表5 本道における非正規労働者の雇用形態別割合（北海道）（単位：％）

	男女計	男性	女性
パート	46.0	14.8	60.6
アルバイト	18.4	29.6	13.1
労働者派遣事業所の派遣社員	4.0	4.6	3.7
契約社員	15.9	27.2	10.6
嘱託	6.6	12.5	3.9
その他	9.2	11.4	8.1

資料出所：総務省「平成24年就業構造基本調査」を基に道経済部で算出

男女別平均勤続年数をみると、平成28年における本道の男性では12.8年（全国13.3年）であるのに対し、女性は8.7年（全国9.3年）と、男性よりも4.1年、全国女性と比べても0.6年短くなっています。

また、一般労働者の所定内給与額の男女間格差（男性＝100.0とした場合の女性の所定内給与額）は、近年、全国では縮小傾向にあり、平成28年には過去最少の73.0となりました。

表6 平均勤続年数（単位：年）

		H24	H25	H26	H27	H28
男	北海道	12.2	13.9	12.4	13.0	12.8
	全国	13.2	13.3	13.5	13.5	13.3
女	北海道	8.1	8.6	8.0	8.6	8.7
	全国	8.9	9.1	9.3	9.4	9.3

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

また、近年ワーク・ライフ・バランス※を重視した働き方改革が求められている中で、本道における労働環境は、年次有給休暇平均取得率が、平成28年に全国を1.6ポイント上回ったものの、これまで全国を下回る状況が続いていることに加え、年間総労働時間が全国を上回っているなど、厳しい状況となっています。

※用語解説

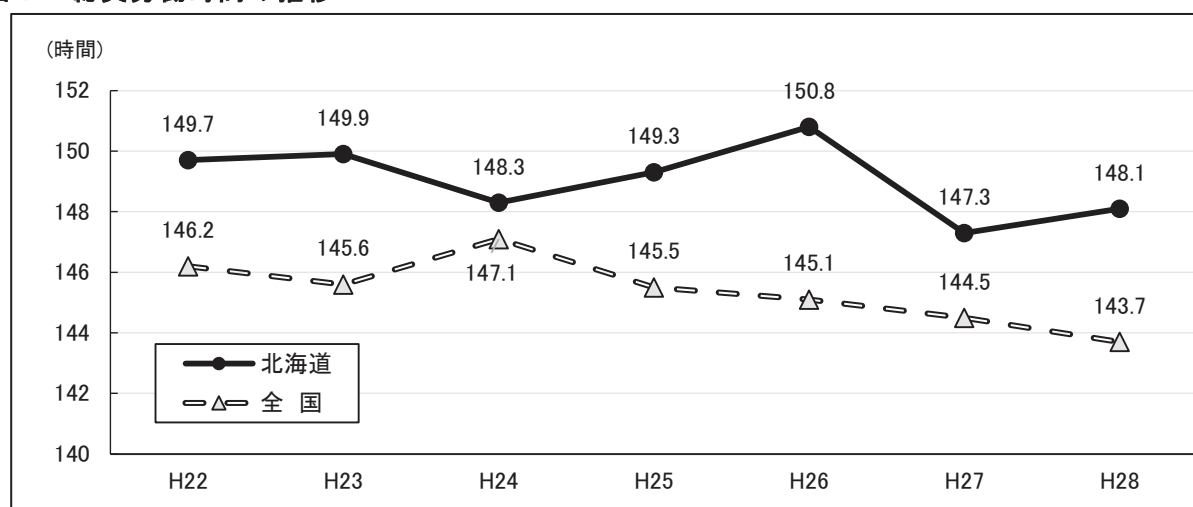
●ワーク・ライフ・バランス

男女共同参画会議「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する専門調査会」では、「老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態である。」と定義している。

なお、内閣府の「男女共同参画社会に関する世論調査(平成28年度)」では、女性が職業をもつことに対する意識として、「子供ができてみずっと職業を続ける方がよい」が54.2%と最も高く、次いで「子供が大きくなったら再び職業をもつ方がよい」が26.3%となっています。男女別でも「子供ができてみずっと職業を続けるほうがよい」と回答した割合は、男女いずれも最も高くなっています(男性52.9%、女性55.3%)。

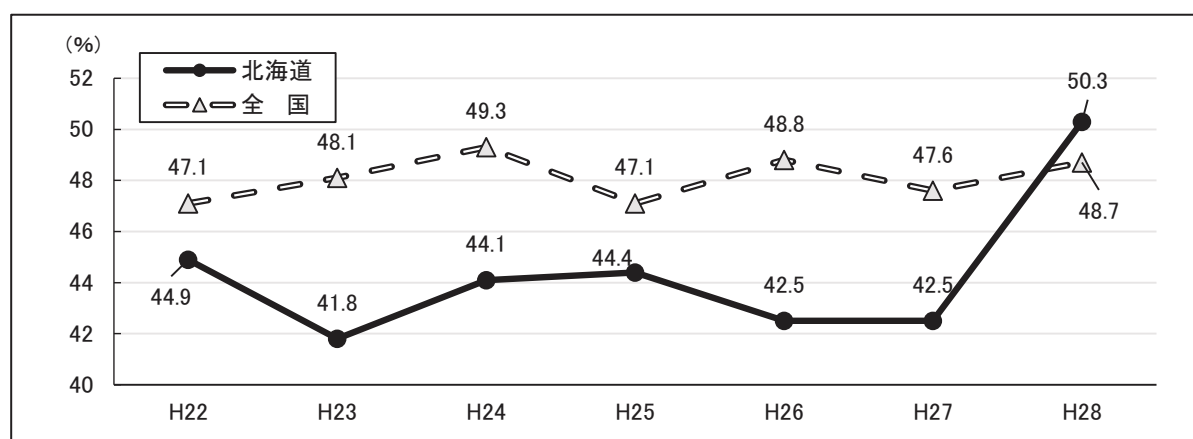
また、北海道も同じ傾向ですが、「子供ができてみずっと職業を続ける方がよい」及び「子供が大きくなったら再び職業をもつ方がよい」の回答は全国より低く、「子どもができるまでは職業をもつ方がよい」、「結婚するまでは職業をもつ方がよい」の回答は全国より高くなっており、結婚、出産を境に、就業意識に差が見られます。

図9 総実労働時間の推移



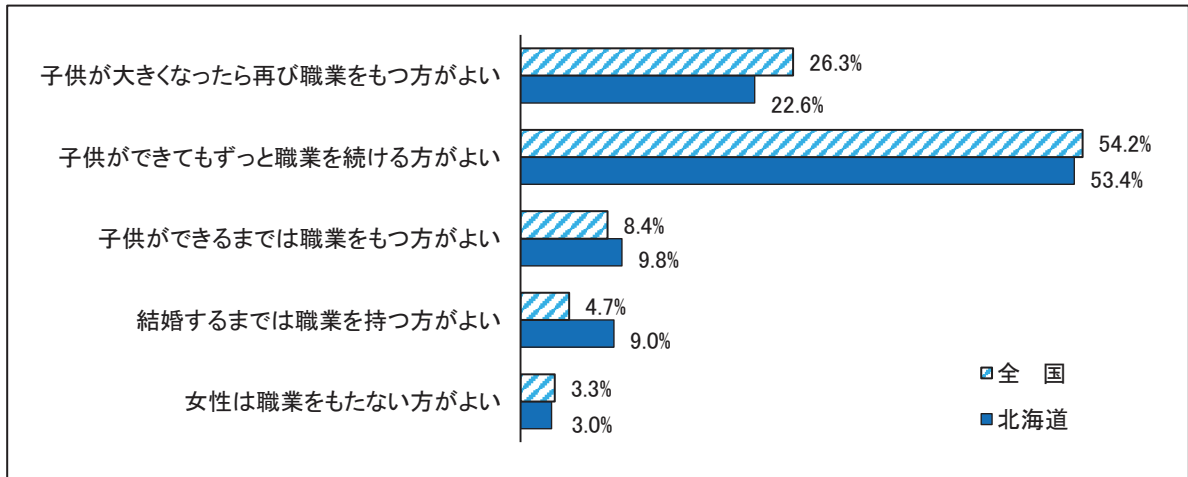
資料出所：厚生労働省「毎月勤労統計調査」、北海道経済部「北海道の賃金、労働時間及び雇用の動き－毎月勤労調査年報－」

図10 年次有給休暇平均取得率の推移



資料出所：厚生労働省「勤労条件総合調査」、北海道経済部「就業環境実態調査」

図 1 1 女性が職業をもつことに対する意識



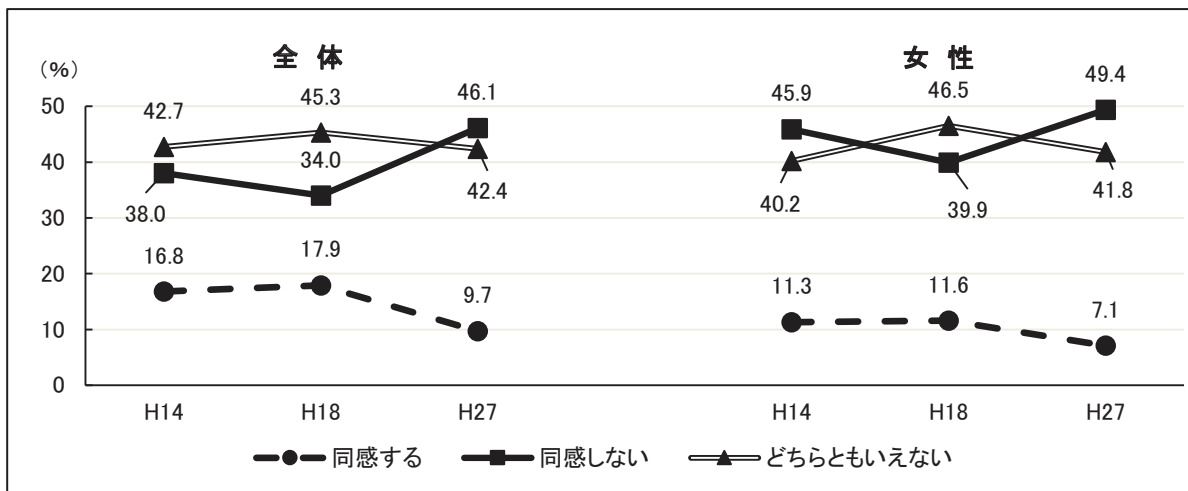
資料出所：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査（平成28年度）」

### ③ 男女平等の認識

#### ア 固定的な性別役割分担意識

平成 27 年度道民意識調査によると、本道では「男は仕事、女は家庭」という考え方に「同感する」と回答した人の割合は 9.7%、「同感しない」は 46.1%、また「どちらとも言えない」は 42.4%となっています。過去 2 回の調査に比べ「同感しない」と回答した割合は増えており、特に女性は 49.4%となり、女性が働くことに対する意識に変化が見られるものの、全体としては依然として 5 割を下回っている状況にあります。

図 1 2 「男は仕事、女は家庭」という考え方（北海道）



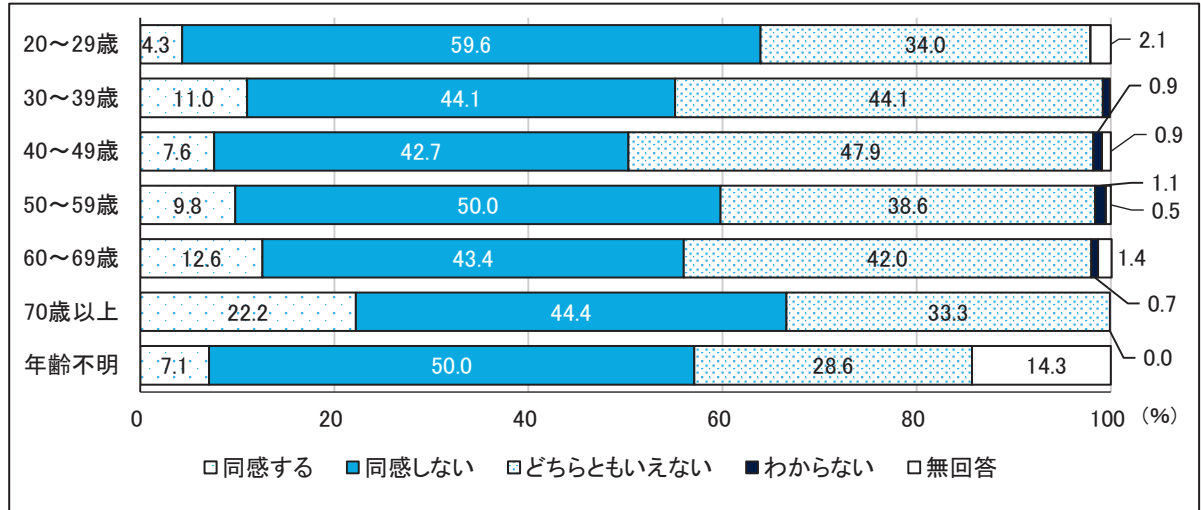
資料出所：北海道総合政策部「道民意識調査」

なお、「同感しない」と回答した割合は、最も高い 20～29 歳から年代があがるごとに減少しており、職種では学生が最も高く、66.7%となっています。

一方、「どちらとも言えない」と回答した割合は、男性 43.5%、女性 41.8%となっており、年代では 20～29 歳が低く、40～49 歳まで増加しています。また職種では、学生が最も低く、自由業が最も高くなっています。

このように、若年層や学生では、固定的な性別役割分担意識は低いものの、年代を追うごとに高くなる傾向があることから、引き続き、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた積極的な取組が必要です。

図 1 3 「男は仕事、女は家庭」という考え方（年齢別）（北海道）



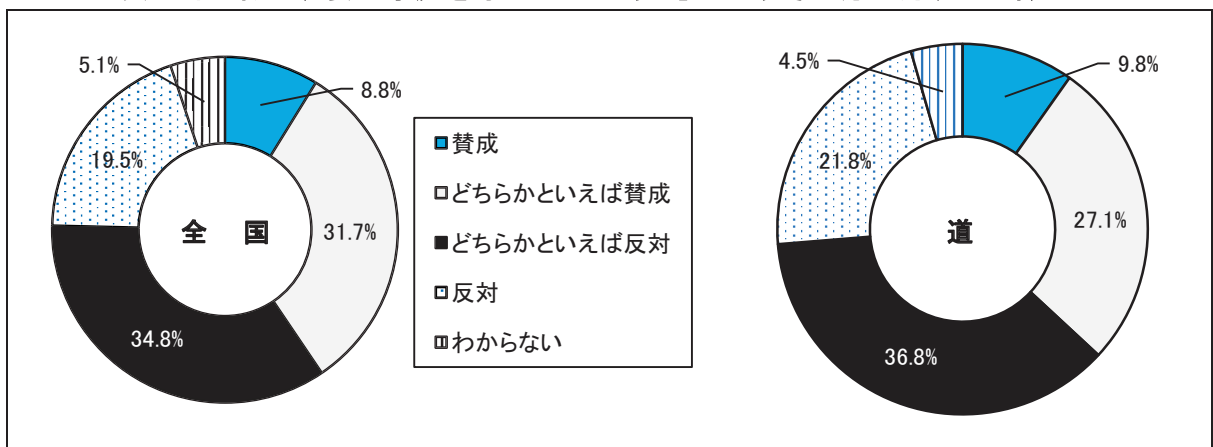
資料出所：北海道総合政策部「道民意識調査（平成 27 年度）」

全国との比較では、平成 28 年度男女共同参画社会に関する世論調査(内閣府)によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に対し、「賛成」及び「どちらかと言えば賛成」と回答した割合は全国では 40.6%、本道では 36.8%となっており、全国と同様に、固定的性別役割分担意識があると言えます。

なお、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」との考えに賛成する主な理由としては、「妻が家庭を守った方が子供の成長などに良い（全国 60.4%、道 40.8%）」、「家事などと両立しながら妻が働くのは大変（全国 45.6%、道 38.8%）」、「夫が外で働いた方が多くの収入を得られる（全国 32.9%、道 28.6%）」、「日本の伝統的な家族のあり方だから（全国 20.8%、道 22.4%）」の順であげられおり、全国と本道では同じ傾向にあります。

一方、反対する主な理由としては、「固定的な夫と妻の役割を押しつけるべきでない（全国 52.8%、道 52.6%）」、「妻が働いて能力を発揮した方が個人や社会に良い（全国 46.8%、道 43.6%）」と同じ順であるものの、「夫も妻も働いた方が、多くの収入を得られる（全国 40.6%、道 39.7%）」、「男女平等に反する（全国 38.4%、道 42.3%）」となり、全国と本道では回答順位が逆転しています。

図 1 4 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に対する意識

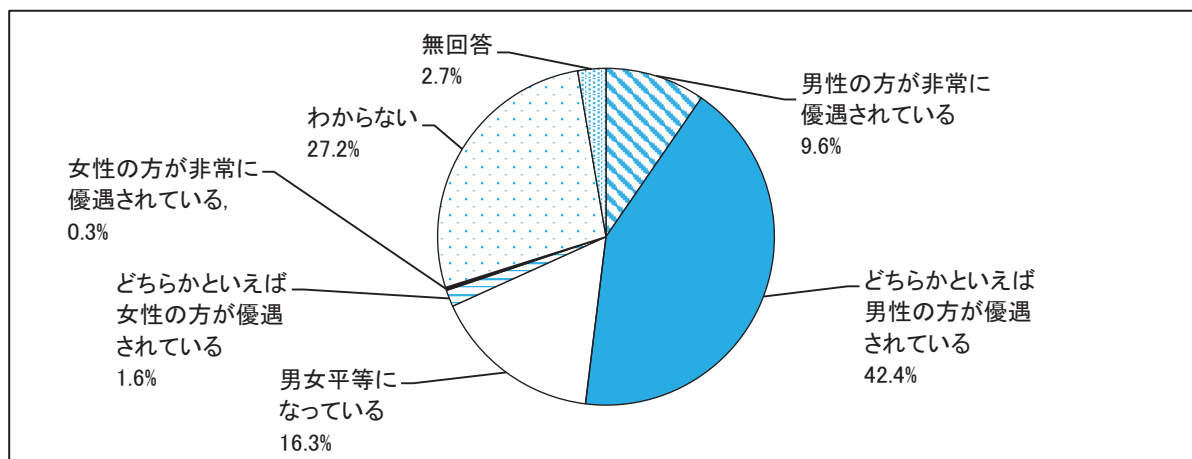


資料出所：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査（平成 28 年度）」

## イ 男女平等の意識

平成 27 年度道民意識調査によると、男女平等の認識に関し、北海道全体において「男女平等になっている」と回答した割合は 16.3%、「男性の方が非常に優遇されている、どちらかといえば優遇されている。(以下、「男性の方が優遇されている」。)は 52.0%、「女性の方が非常に優遇されている、どちらかといえば優遇されている」(以下、「女性の方が優遇されている」。)は 1.9%となっており、「わからない」との回答が 27.2%となっています。

図 15 男女の地位の平等について（北海道）



資料出所：北海道総合政策部「道民意識調査（平成 27 年度）」

「男性の方が優遇されている」又は「平等」と回答した割合は、前回調査(平成 18 年度)よりいずれも減少しており、「男性の方が優遇されている」との回答は、70 歳以上を除いて 20～29 歳が最も低く、50～59 歳まで増加しており、職種では自営業(農林漁業)、次いで主婦となっています。

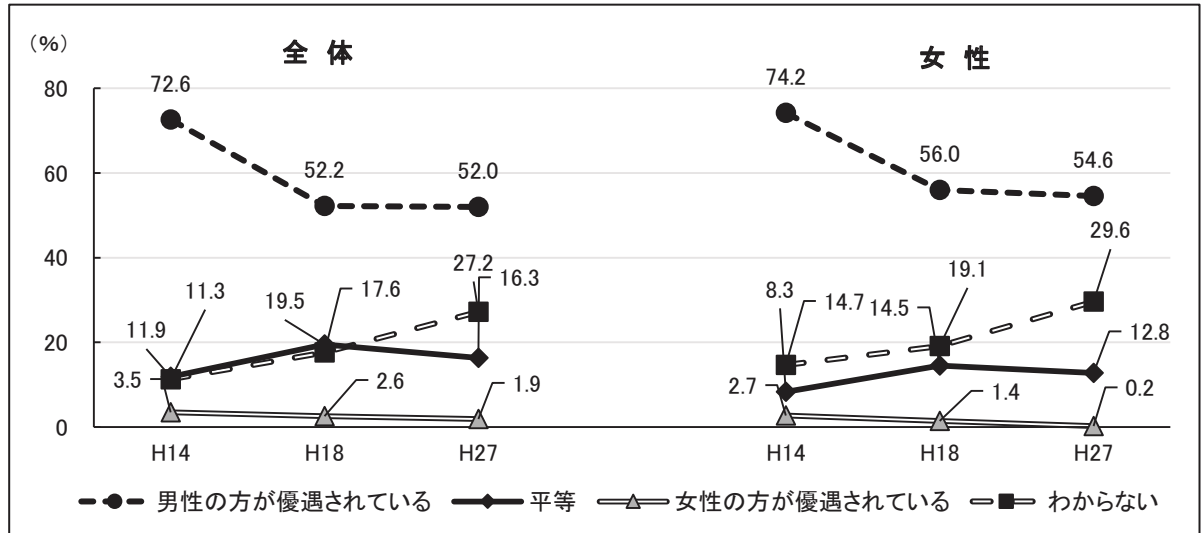
また、「男性の方が優遇されている」と回答した割合を生活等の場面毎にみると、「家庭生活」では 46.8%、「職場」では 55.8%、「学校教育の場」では 15.4%、「政治の場」で 72.7%、「法律や制度の上」で 40.1%、「社会通念・慣習・しきたりなど」で 75.1%となっています。

一方、「わからない」との回答が年々増加しており、前回調査(平成 18 年度)より男性で 7.6 ポイント、女性で 10.5 ポイント増え、男性では 23.7%、女性では 29.6%となっています。年代では 20～29 歳が最も高く、自由業と学生が最も高くなっています。

「わからない」と回答した割合は、「家庭生活」では 8.1%、「職場」では 9.3%、「学校教育の場」では 27.2%、「政治の場」で 11.7%、「法律や制度の上」で 19.5%、「社会通念・慣習・しきたりなど」で 8.2%となっています。

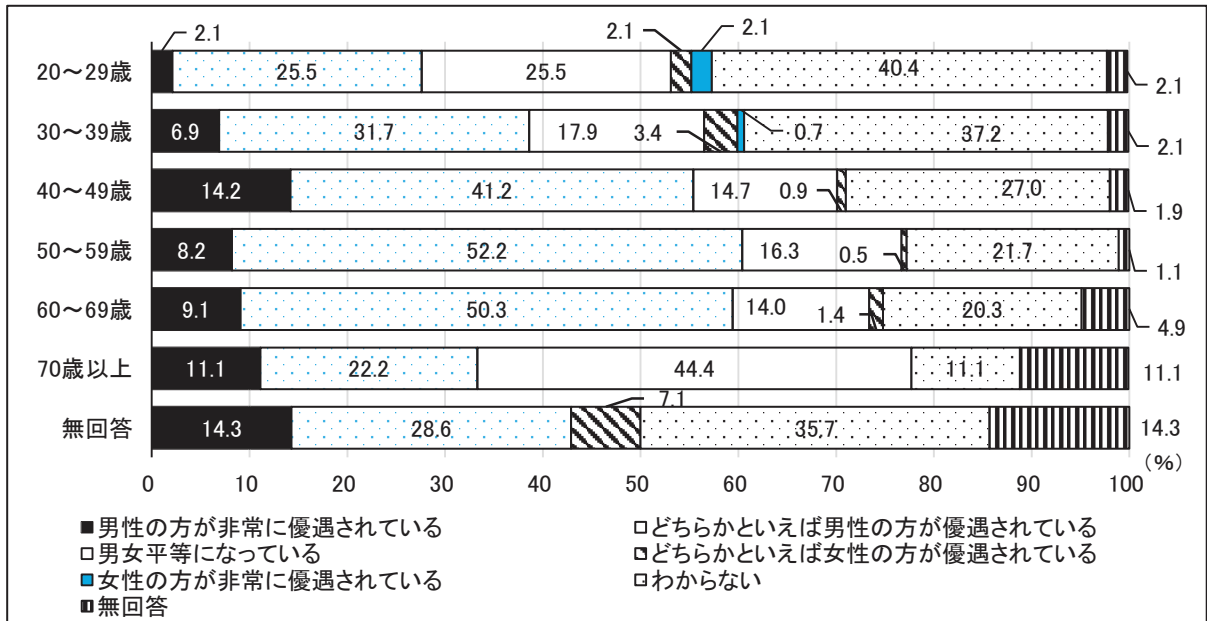
このように道の調査においては、固定的性別役割分担に対する明確な意識や社会全体での男女平等に関わる意識において「どちらとも言えない」、「わからない」といった回答が一定の割合があることから、こうした意識を、男女平等参画に向けた意識に向かわせることが必要です。

図 1 6 男女の地位の平等感（北海道）



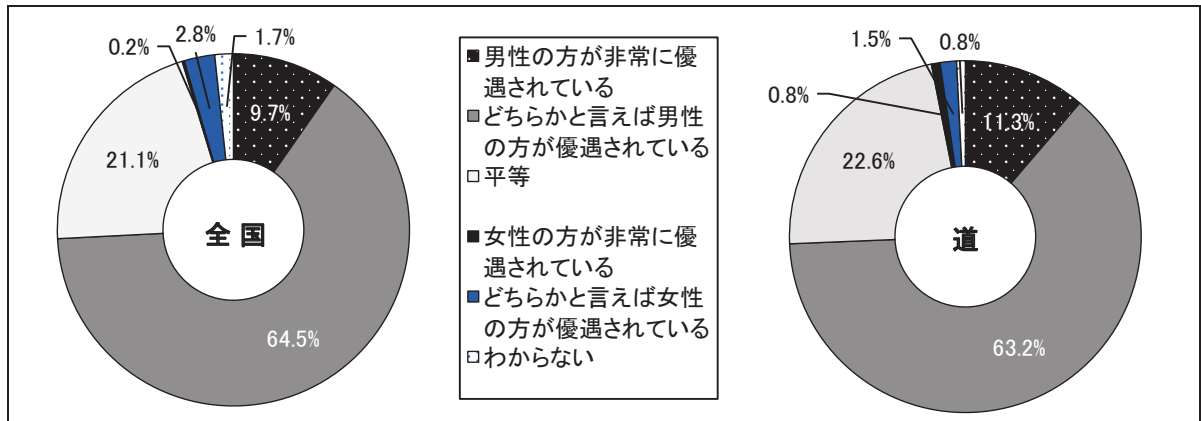
資料出所：北海道総合政策部「道民意識調査（平成 27 年度）」

図 1 7 男女の地位の平等について（北海道：年齢別）



資料出所：北海道総合政策部「道民意識調査（平成 27 年度）」

図 1 8 男女の地位の平等感



資料出所：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査（平成 28 年度）」



なお、全国との比較では、平成 28 年度男女共同参画社会に関する世論調査(内閣府)によると、社会全体において「男性の方が優遇されている」との回答は、全国 74.2%、本道 74.4%、「平等」との回答は全国 21.1%、本道 22.6%となっており、全国と本道では、同じ傾向にあります。

## ウ 働くことの意識

働くことの意識について、平成 29 年度国民生活に関する世論調査(内閣府)により全国と比較すると、「働く目的は何か」との問いに対し、「お金を得るため」との回答は全国 53.4%、本道 52.4%といずれも 50%を超えて一位となっていますが、次いで全国では「生きがいを見つけるため」との回答がきていますが、本道では「社会の一員の努めを果たすため」との回答の方が高くなっています。

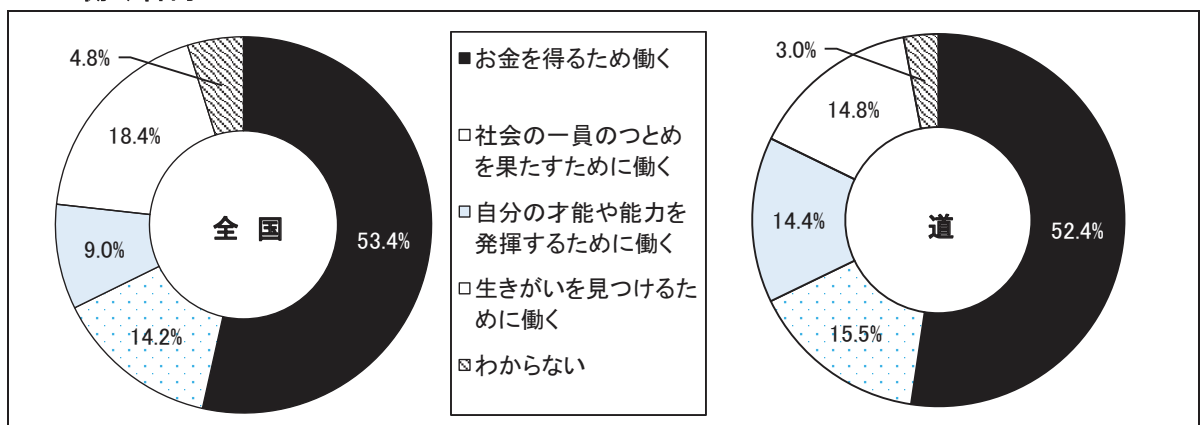
なお、全国における女性の回答では、「生きがいを見つけるため(20.0%)」が「社会の一員の努めを果たすため(12.3%)」を大きく上回っています。

また、社会の満足度についても、平成 28 年度社会意識に関する世論調査(内閣府)により全国と比較すると、社会の満足度(満足している点)で最も高い回答を得ているのは、本道及び全国とも「良質な生活環境が整っていること」となっており、次いで「心と身体の健康が保たれること」となっています。

逆に満足していない点については、「経済的なゆとりと見通しが持てないこと」、「若者が社会での自立を目指しにくいこと」となっていますが、次いで全国では「家庭が子育てしにくいこと」をあげているのに対し、本道では「働きやすい環境が整っていない」が高くなっています。なお、全国における女性の回答では、他に「女性が社会での活躍を志向しにくい」があげられています。

また、満足していない点では、その他に「熟年・高齢者が社会と関わりにくい」、「チャンスを見つけにくい」などがあげられています。

図 19 働く目的

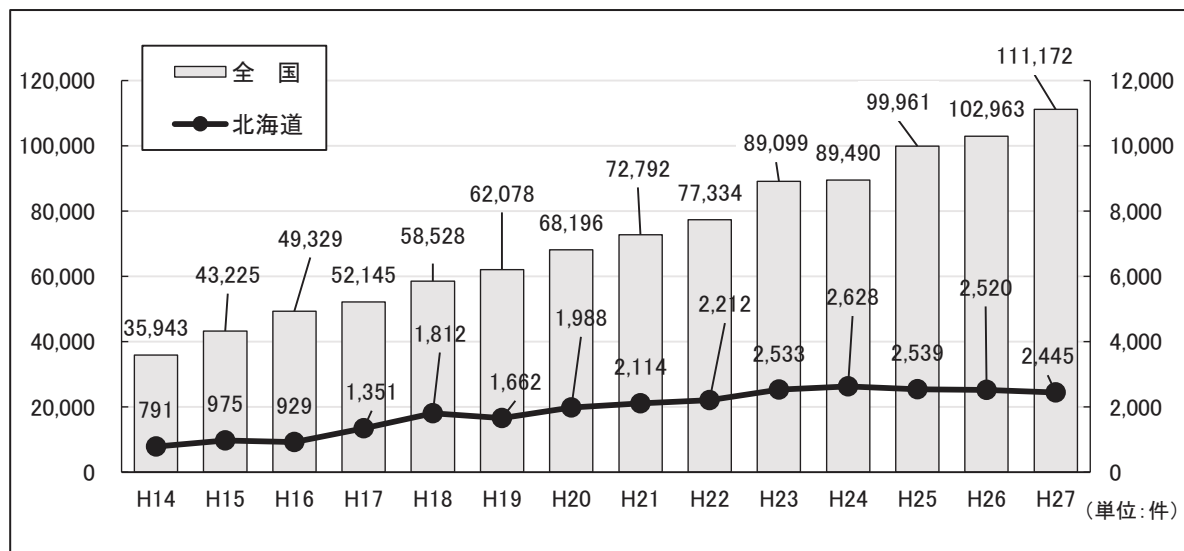


資料出所：総務省「国民生活に関する世論調査(平成 29 年度)」

#### ④ 配偶者からの暴力の状況

本道では、配偶者暴力相談支援センター（20 機関）のほか、警察や民間シェルター等において「配偶者からの暴力」（以下「DV」という。）に関する相談を受け付けるとともに、道立女性相談援助センターや民間シェルター等において被害者やその同伴者の一時保護を行っています。全国の相談件数は、右肩上がりの増加傾向で推移していますが、道内においては、配偶者暴力相談支援センターへの相談件数が、平成 27 年度で 2,445 件と近年は概ね横ばいで推移している一方、警察への相談件数は 2,854 件と年々増加しています。

図 20 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数



資料出所：北海道環境生活部調

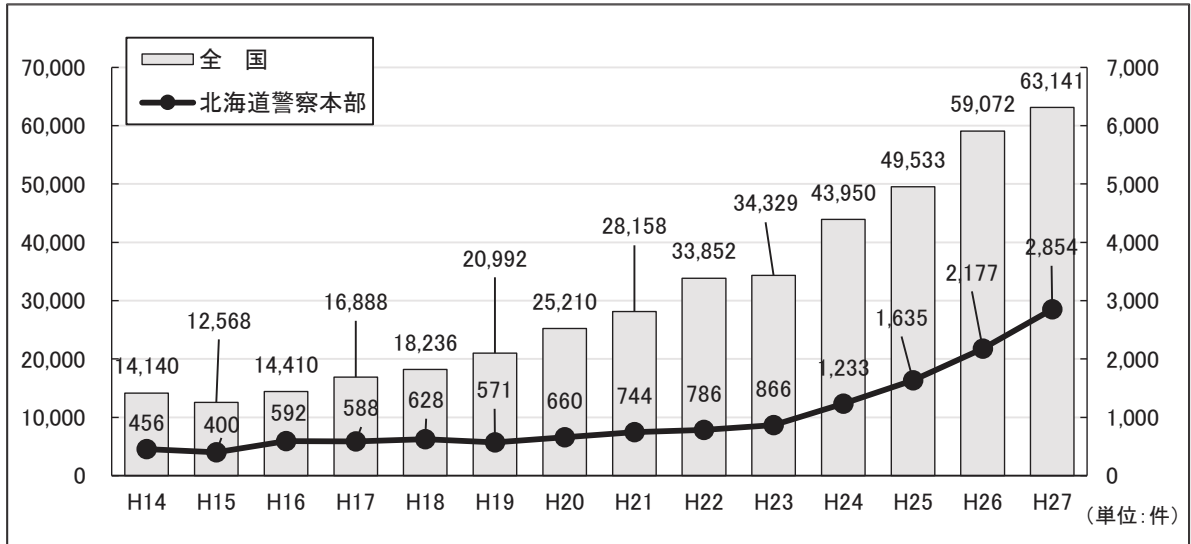
平成 23 年度に行った DV に関する意識調査では、9 割近くの人が、DV を「言葉・内容とも知っている」と回答しています。しかし、デート DV（学生などの若者が、交際相手から受ける暴力）については、「言葉・内容とも知っている」との回答は 32.6%で、逆に「言葉・内容とも知らない」との回答が 47.1%と半数近くにあげられており、特に男性では 52.6%、年代別では 20～29 歳が 52.0%と最も高くなっており、若年層に対する周知及び内容の理解の促進が大変重要となっています。DV を受けた経験としては、「自分自身が暴力を受けた」との回答は 12.3%、男性では 5.3%、女性では 18.0%となっており、女性の方が高くなっています。また、年代では 50～59 歳が 15.8%と最も高く、次いで 60～69 歳が 13.7%となっています。

暴力を受けたことの相談については、「誰にも相談しない」が 41.7%、「友人・知人」が 36.1%、「家族・親戚」が 18.5%となっており、配偶者暴力相談支援センターや警察等公的機関への相談は低い状況となっています。また、相談しなかった理由としては、「相談するほどのことではないと思った」が男女とも高く、女性は 48.6%、男性では 81.8%となっています。次いで「自分にも悪いところがあると思った」、「自分さえ我慢すれば、何とかなるといった」、「恥ずかしくて誰にも言えなかった」となっています。

「暴力を受けたことの有無に関わらず、相談するとすれば誰が良いか」との問いに対しては、家族や友人などの他、配偶者暴力相談支援センターや警察などの公的機関があげられていることから、「DV」、「デート DV」の内容の理解を促進するとともに、相談窓口のより一層の周知と体制の整備が求められます。

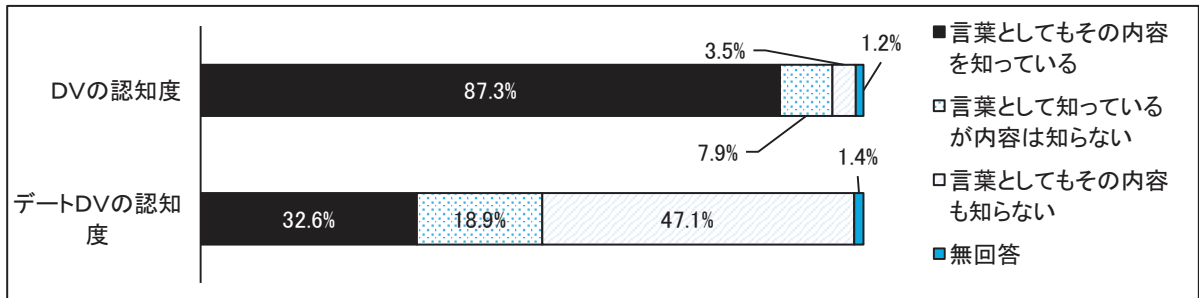
また、DVが起こる背景や要因としては、「ストレス」が最も多く、66.3%となっています。そのほか「配偶者(交際相手)にふるう暴力は犯罪であるという認識が低い」、「配偶者間のコミュニケーションが十分とれていない」、「女性に対する差別的な意識がある」などが高い割合であげられており、男女平等参画を阻害する暴力的行為の根絶に向け、人権の尊重や男女平等意識が社会全体で醸成されるよう、より一層取り組む必要があります。

図 2 1 警察におけるDV事案等に係る相談件数



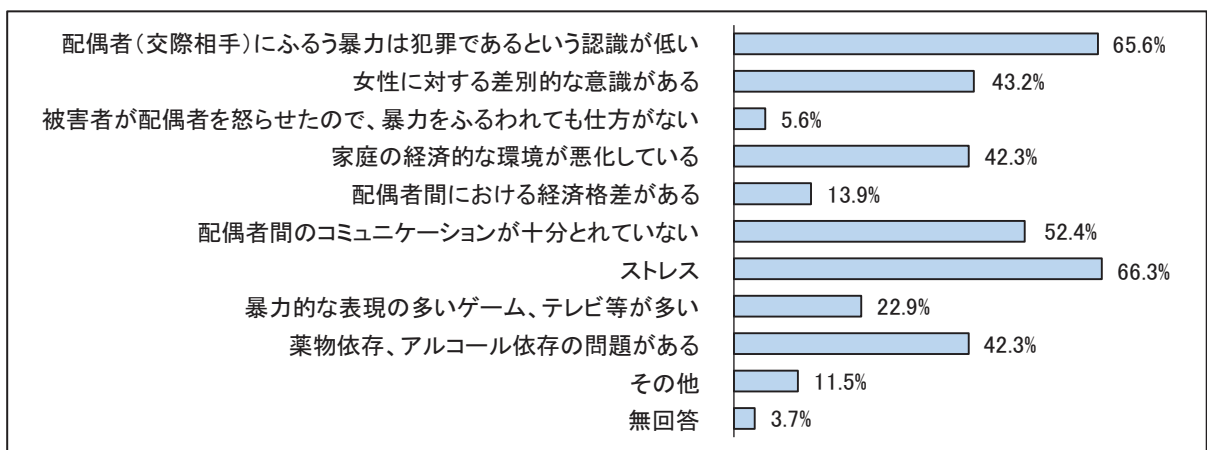
資料出所：北海道環境生活部調

図 2 2 配偶者からの暴力の認知（北海道）



資料出所：北海道環境生活部「DVに関する意識調査（平成 23 年度）」

図 2 3 配偶者からの暴力がおこる背景や要因（北海道）



資料出所：北海道環境生活部「DVに関する意識調査（平成 23 年度）」